

平成26年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成26年12月1日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳

15番 向 後 悦 世
17番 滑 川 公 英
19番 佐久間 茂 樹
21番 高 橋 利 彦

16番 景 山 岩三郎
18番 木 内 欽 市
20番 林 俊 介
22番 林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直
教 育 長 多 田 哲 雄
秘書広報課長 飯 島 茂
総 務 課 長 堀 江 通 洋
財 政 課 長 林 清 明
市民生活課長 伊 藤 正 男
保険年金課長 渡 邊 満
社会福祉課長 加 瀬 恭 史
高 齢 者 石 毛 健 一
福 祉 課 長
農 水 産 課 長 高 木 寛 幸
都市整備課長 林 利 夫
会 計 管 理 者 赤 松 正
水 道 課 長 鈴 木 邦 博
病院経理課長 土 師 学
学校教育課長 石 見 孝 男
体育振興課長 石 嶋 幸 衛
農 業 委 員 会 岩 井 正 和
事 務 局 長

副 市 長 加 瀬 寿 一
病 院 事 業 者 吉 田 象 二
管 理 者
行 政 改 革 加 瀬 正 彦
推 進 課 長
企画政策課長 伊 藤 浩
税 務 課 長 佐 藤 一 則
環 境 課 長 浪 川 昭
健康管理課長 野 口 國 男
子 育 て 山 口 訓 子
支 援 課 長
商工観光課長 堀 江 隆 夫
建 設 課 長 大久保 孝 治
下 水 道 課 長 石 毛 隆
消 防 長 佐 藤 清 和
病院事務部長 飯 塚 正 志
庶 務 課 長 横 山 秀 喜
生涯学習課長 佐久間 隆
監 査 委 員 田 杭 平 三
事 務 局 長

事務局職員出席者

事 務 局 長 伊 藤 恒 男

事 務 局 次 長 高 安 一 範

開会 午前10時 0分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（高橋利彦） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成26年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（高橋利彦） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利彦） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

11番、島田和雄議員、12番、平野忠作議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（高橋利彦） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの17日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの17日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第12号までの12議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（高橋利彦） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第12号までの12議案を一括上程いたします。

議案第 １号 平成２６年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 ２号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 3 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 10 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 11 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 12 号 専決処分の承認について（平成 26 年度旭市一般会計補正予算）
-

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（高橋利彦） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成26年旭市議会第 4 回定例会を招集し、平成26年度旭市一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第 1 号は、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,470万円を追加し、予算の総額を301億5,810万円とするものであります。

議案第 2 号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 3 号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 4 号は、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも職員の給与改正に合わせて所要の改正を行う

ものであります。

議案第5号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、出産育児一時金の支給額について所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、旭市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、神西住宅及び双葉団地の一部を用途廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国における産科医療補償制度の補償対象基準及び掛金等の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、旭市教育委員会委員の任命について同意を求めることについてでありまして、新たに委員を任命するに当たり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。私は、加藤尚美氏が適任と考え、提案するものであります。

議案第10号及び議案第11号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、平成27年3月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。私は、吉野直子氏並びに宮野作一氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

議案第12号は、専決処分の承認についてでありまして、平成26年度旭市一般会計補正予算について衆議院の解散に伴う選挙執行経費を専決処分したものであります。

次に、11月30日現在の国及び県の支援金の支給状況について申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が対象世帯の約99%に当たる807世帯に、加算支援金が約82%に当たる658世帯に、合わせて13億8,550万円が支給をされております。

また、県の液状化等被害住宅再建支援金については、329世帯に1億6,199万4,000円を支給したところであります。

さらに、津波被災住宅再建支援金については、305世帯に3億605万9,000円を支給しております。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

初めに、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業、南堀之内バイパス整備事業については、早期完成に向けて、引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いしてまいります。

また、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業についても、関係地権者へのご理解とご協力をお願いするとともに、海上野球場付近の延長約510メートル区間について施工中であります。

津波避難道路については、飯岡地区の（仮称）横根三川線の測量設計業務を実施しており、今後、関係地権者の皆様に道路用地を取得できるよう、ご理解とご協力をお願いしてまいります。

また、旭地区の椎名内西足洗線については、地元の皆様への説明会を9月30日に開催いたしました。今後は、調査・測量及び設計業務を進め、関係地権者の皆様にご理解とご協力をお願いしてまいります。

次に、防災について申し上げます。

災害時に必要な物資の確保を図るため、11月10日に株式会社コメリと「災害時における物資供給に関する協定」を締結いたしました。

株式会社コメリは、旭市内に3店舗を構えており、災害時には日用品等の生活物資や食料、飲料水、防災活動に必要な資機材などを優先的に供給してもらうことが可能となります。

なお、この株式会社コメリとの協定も含めて、旭市における災害協定の締結先は31団体となっております。

また、今年度に整備を進めております津波避難タワーについては、飯岡地区のタワーが11月17日に完成し、富浦地区のタワーも今月中旬には完成する予定であります。これらの施設は、市民の皆様や小・中学校等から要望があれば、随時開放しますので、見学や体験をしていただくことで、いざというときの避難場所を確認していただきたいと考えております。

次に、海岸基盤整備工事について申し上げます。

千葉県海匠土木事務所により進められている海岸基盤整備工事については、下永井から平松までの区間で実施されており、萩園地区及び矢指地区については、平成26年度中の発注に向けて調整が進められているところであります。残る区間についても、早期の着手と完成に向けて引き続き要望してまいります。

また、海岸減災林整備については、候補となる樹種を選定し、適正を確認するための試験植樹を予定しております。

次に、海岸保安林について申し上げます。

三川地先における減災盛土整備については、他の工事から出る建設発生土を使用することで工事費を縮減しており、現在、3月の完成に向けて順調に進捗しております。

次に、排水路の整備について申し上げます。

蛇園南地区流末排水整備事業については、早期完成を目指して事業の進捗を図ってまいります。

次に、保健事業について申し上げます。

新型インフルエンザ等への対応については、国が制定した新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本年10月に、旭市としての対策行動計画を策定いたしました。この計画は、新型インフルエンザ等が発生した際に、影響を最小限に抑えられるよう、全国で統一的に迅速な対応を図るためのものであり、全ての市町村で、ほぼ同じ内容となっております。

次に、感染症対策について申し上げます。

予防接種法で義務づけられた定期予防接種については、幼児期に多くかかる水痘と、高齢者の肺炎球菌を予防するワクチンの接種が新たに対象として加わり、10月1日から接種を開始したところであります。

次に、中央病院について申し上げます。

国は医療の質的向上を図る目的で、医薬分業を推奨しており、院外処方率は7割を超える状況にあります。このため、旭中央病院においても、これまでさまざまな検討を重ねてまいりましたが、医療を取り巻く環境の変化に対応するとともに、薬の待ち時間の解消を図るため、平成27年夏ごろをめどに、院外処方へ移行することを決定いたしました。

これにより、今後はどこの調剤薬局においても薬を受け取れることとなり、受診者の利便性の向上が図られるものと考えております。

一方、経営形態については、昨年5月に検討委員会から提出された報告書において、職員の意識の変化を促し、より一層の迅速、柔軟な経営を可能とするため、地方独立行政法人へ移行すべきとのことであります。

この報告を受けて、これまでに議会をはじめ、地区懇談会や各種団体の皆様、さらに、病院の職員へも内容を説明するとともに、地方独立行政法人についてさまざまな角度から検討してまいりました。また、直近の医療情勢を踏まえ、これまでの病院完結型医療から国が推進する地域完結型医療への転換にも取り組んでいるところであります。

しかし、地方における医師、看護師の確保はますます困難となっており、自治体病院を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

こうした状況の中、将来にわたって安定した病院経営を行うためには、より一層の柔軟かつ迅速な経営が必要であると考え、旭中央病院の経営形態を地方独立行政法人に移行する方向で進めていきたいと思っております。

なお、移行に関する調査検討に必要な経費として、本定例会に補正予算を計上したところであります。

次に、子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金について申し上げます。

子育て世帯臨時特例給付金については、これまで3,928名に総額6,677万円の支払いを終えておりますが、支給対象者の増が見込まれるため、本定例会に補正予算を計上したところであります。

また、臨時福祉給付金についても、子育て世帯臨時特例給付金と並行して事務を進めており、これまでに7,538名、支給総額9,613万5,000円の支払いを終えております。

どちらの給付金も、申請の受け付けを12月26日まで行いますが、漏れのないよう引き続き広報等で周知してまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

飯岡中学校改築工事については、現在、校舎・屋内運動場の杭打ち工事が終了し、建物の土台を造る基礎工事を進めております。これと並行して、外周の土留め工事や校庭の排水施設埋設工事も行っており、建築・外構工事ともに順調に進んでおります。

今後も工期内の完成を目指し、しっかりと工事監理を行ってまいります。

富浦小学校の避難階段設置工事については、11月末に完了し、外階段から屋上に上がれるようになり、児童や地域の方々の津波避難所が確保できることとなりました。

嚶鳴小学校大規模改造工事については、外部工事と2階、3階の内装工事が終了し、残りは1階の内装のみとなりました。工事は順調に進んでおり、来年1月末に完成する見込みであります。

次に、学校教育について申し上げます。

沖縄交流事業については、例年、2月に実施しておりましたが、インフルエンザの流行や大雪による交通機関への影響等を考慮して、本年度から11月に変更いたしました。

11月20日には歓迎交流会を開催し、中城村教育長をはじめ、中城村の児童18名と旭市の児童20名等が参加して、踊りの発表などを行いました。また、翌21日には、嚶鳴小学校で全校児童とのふれあい交流会が開催され、親睦を深めることができました。

次に、社会教育について申し上げます。

11月15日、東総文化会館において青少年意見発表大会を開催いたしました。この大会には、小学生8名、中学生2名、高校生2名、一般から2名の総勢14名が参加し、その力強い主張は、集まった大勢の方々に感動を与えるとともに、青少年健全育成に対する理解と関心を深めることができました。

文化振興については、9月28日に地域に伝わるお囃子や神楽などの「あさひのまつり」を開催し、会場に響き渡る太鼓や笛の音色に大勢の観客から盛大な拍手が送られました。

また、10月25日から11月3日にかけては、各地区及び部門ごとに市民文化祭を開催し、大勢の方々に市民の文化活動の成果を楽しんでいただきました。

このほか、11月16日の生涯学習フェスティバルでは、地元旭市出身のJAXA（宇宙航空研究開発機構）職員、嶋田和人氏を講師にお招きし、文化講演を開催いたしました。

嶋田氏は、医師として国際宇宙ステーションに滞在する日本人宇宙飛行士の健康管理に携わっており、来場した多くの市民に、宇宙開発の近況や宇宙で生活するための環境について、興味深いお話をしていただきました。会場からは多くの質問も飛び出し、大変有意義な講演となりました。

今後も、市民の文化意識の高揚が図られるよう、幅広い文化事業を展開してまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

10月12日、東総運動場において、第5回市民体育祭を開催いたしました。

好天に恵まれ、多くの市民の方々に参加をいただき、出場者の頑張る姿、観客の笑顔、ユニークな数々のレース等、市民のかたいきずなができたものと確信しております。

10月22日と23日には、第6回向太陽杯パークゴルフ大会を、あさひ健康パークにおいて開催いたしました。県外及び市外の選手に市内選抜選手を含めた総勢160名による交流試合が、悪天候にもかかわらず、和やかな雰囲気の中で行われました。また、大会期間中は、出場者に旭市の食材を提供し、食の郷旭の魅力を発信することができました。

今後のイベントとしては、12月21日に、第10回市民駅伝大会が東総運動場を会場に開催されます。また、来年の2月1日には、勇気・元気・復興への道をスローガンに、第26回旭市飯岡しおさいマラソン大会が開催されます。全国各地から約5,000名のランナーが、旭のしおさいロードを駆け抜ける予定であります。

次に、東京オリンピック事前キャンプ地の誘致について申し上げます。

11月19日、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地を本市へ誘致するため、誘致推進本部を設置いたしました。

今後は、事前キャンプ地として総合体育館を含めた市内施設の活用、また、観光施設や特産品及び郷土の歴史文化などの情報発信、さらに、児童・生徒へのスポーツに対する意識の啓発など、この機会を捉えて取り組んでまいりたいと考えております。なお、誘致推進本部の活動経費として、本定例会に補正予算を計上したところであります。

次に、農業について申し上げます。

水田農業施策については、経営所得安定対策としての今年の飼料用米の取り組み面積が、目標を超える210ヘクタールとなり、支援の追加が必要となりましたので、本定例会に補正予算を計上したところであります。

次に、交流事業について申し上げます。

本市の農業者と交流を行っているジェフユナイテッド市原・千葉レディースから、10月19日に東総運動場で行われた「なでしこリーグ公式戦セレモニー」へ参加のお誘いがありました。当日は、旭産の米などの農産物をPRさせていただきました。

次に、産業まつりについて申し上げます。

秋の産業まつりについては、11月9日に文化の杜公園で、また、23日には海上コミュニティ運動公園を会場に開催いたしました。

両会場とも、ステージイベントや農畜産物の展示販売、特産品の販売を楽しみに、開始前から大勢の方にご来場いただき、大変なにぎわいとなりました。まつりの運営にご協力をいただいた方々に感謝を申し上げます。

次に、商業振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続く中、市内500を超える店舗で構成する旭市商業振興連合会では、商業振興策として、本年度2回目のプレミアム付き共通商品券の発行事業に取り組む予定であります。

今回の発行は、1万セット、総額1億1,000万円分を12月7日及び8日に販売いたします。なお、使用期間は短期間での消費刺激を考慮して、半年間と設定されております。市としても、これら商業の活性化に資する取り組みを引き続き支援してまいります。

次に、工業振興について申し上げます。

あさひ新産業パークへの企業誘致については、新たな進出企業として1社が来年4月1日の稼働を目指し、現在工場を建設中であります。

今回の進出企業は、外食産業界で国内屈指の会社として東京都港区に本社を置く株式会社ゼンショーホールディングスで、フードサービスチェーンを多く経営し、関連会社として、

すき家、なか卯、ココス、はま寿司、宝島等々、本市の国道126号沿いに軒を並べる店舗を多く抱えております。食品産業の工場であるため、市内の農畜産業と結びついた製造を期待するところでもあります。

今後も、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

次に、観光について申し上げます。

恒例の秋のヘラ鮎釣り大会が、10月26日に袋公園東溜池で、11月9日には長熊釣堀センターで行われ、市内外から多くの釣り客の参加をいただき、盛況のうちに終了することができました。

また、11月24日に千葉市内で開催された国際千葉駅伝大会では、スタート会場の県総合スポーツセンター陸上競技場に、東日本大震災の被災地ということでご配慮をいただき、旭市の特産品紹介コーナーを設けていただいて、旭市の幾つかの特産品を販売させていただきました。

この会場へは、私自身も足を運び、参加11か国13チームの選手と日本陸上競技連盟の役員等に旭市をPRした手拭いを配布するなど、2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地誘致活動につながったものと考えております。

11月25日には、千葉県観光商談会が都内で開催され、観光資源の商品化に向けた取り組みにおいて、県内で最優秀賞を受賞した旭市の提案を、旅行業者など36社の前で発表するなど、旭市のPRを行ってまいりました。

次に、旧食彩の宿いいおか荘について申し上げます。

いいおか荘については、旭市の観光拠点として一日も早く再開できるよう、11月17日から今月12日までを募集期間として、再度、貸付先の公募を行っているところでもあります。

募集期間の終了後には、速やかに貸付先を選定し、民間事業者としての利点を活用することで、来年の夏には再開したいと考えております。

次に、道の駅施設整備事業について申し上げます。

11月5日、道の駅直売施設出荷者説明会を干潟公民館で開催し、年内の直売施設出荷者協議会設立に向けて、道の駅に出荷を希望された方々と協議を開始したところでもあります。

また、11月16日には、これまでご協力をいただいた関係者の皆様ご出席のもと、道の駅建設工事の起工式が行われ、平成27年秋の開業を目指して、現場もいよいよ本格的に始動したところでもあります。

次に、旭市イメージアップキャラクター「あさピー」について申し上げます。

あさピーについては、市内外の各種イベントにおいて積極的にPR活動を行っております。

10月18日には滋賀県彦根市で開催された「ご当地キャラ博 in 彦根」に、また、11月22日には埼玉県羽生市で開催された「世界キャラクターさみっと in 羽生」にと、いずれも全国規模のイベントに参加し、多くの来場者と触れ合っていました。

今後も、市内をはじめ、市外・県外のイベントなどへ積極的に参加して、旭市の魅力をより多くの方々に知ってもらえるような活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、地区懇談会について申し上げます。

復興への取り組みやまちづくりについて、市民の皆様と直接話し合う地区懇談会を、10月19日から市内6か所で開催いたしました。本年度は、合わせて579名の参加があり、多くの方と意見交換をすることができました。

特に今回は、国土強靱化地域計画や公共施設の抱える課題について説明いたしました。参加した皆様からは、災害時の情報伝達や避難場所、公共施設の整備の進め方などを、また、政策に関しては、道の駅や人口減少対策、いいおか荘の再開など、合わせて71件の意見や提案をいただきました。

今後、内容を検討の上、市政に反映してまいりたいと考えております。

最後に、新庁舎建設について申し上げます。

新庁舎の建設場所については、市民会議やパブリックコメント、さらに地区懇談会等における市民の意見を参考にしながら、関係する法令を調査検討して決定してまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨を説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（高橋利彦） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号、第7号、第12号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 林 清明 登壇)

○財政課長(林 清明) それでは、議案第1号、議案第7号及び議案第12号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号、平成26年度旭市一般会計について申し上げます。

補正予算書の1ページ、お開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ2,470万円を追加し、予算の総額を301億5,810万円とするものです。

第2条繰越明許費の補正につきましては、後ほどご説明いたします。

2ページから4ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額でありますので、説明を省略し、内容は事項別明細書で説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正ですが、8事業につきまして繰り越しの追加設定をお願いするものです。

2款1項総務管理費の新庁舎建設事業は、新庁舎建設に係る基本設計や地質調査等の委託業務であり、新庁舎建設位置の決定に時間を要しているため、発注時期が遅れており、年度内での業務完了が困難であると見込まれるため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

次の、8款2項道路橋梁費では、右段の6事業、総額11億3,238万6,000円について、繰越明許費の設定をお願いするもので、一つ目の道路新設改良事業及び次の冠水対策排水整備事業は、道路境界確定が難航していることと、関係官公庁等との協議に不測の日数を要しており、年度内の工事完成が困難であると見込まれるため、次の蛇園南地区流末排水整備事業及び飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、前年度の繰り越し工事が現在施工中であり、隣接する本年度工事の着工が遅れているとともに、関係官公庁との協議に期間を要しており、年度内での工期の確保ができないため、次の震災復興・津波避難道路整備事業は、設計変更や不動産鑑定等に関する業務委託について、地権者の同意や関係機関との協議に不測の日数を要しており、年度内での業務完了が困難であると見込まれるため、次の橋梁維持補修事業は、関係機関との協議に不測の日数を要しており、年度内での工事完成が困難であると見込まれるため、それぞれ繰越明許費の設定をお願いするものであります。

次に、9款1項消防費の消防庫整備事業は、第5中隊、これは干潟地区です、第2分団第

1 部の消防庫の改築工事でありまして、二度にわたる入札不調により、年度内では標準工期が確保できないため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

9 ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

なお、事業内容につきましては、歳出のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

13款 2 項 1 目総務費国庫補助金788万1,000円の追加は、説明欄 1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増で、住民基本台帳システム改修等に係る補助金が確定したため、予算計上するものです。

2 目民生費国庫補助金837万3,000円の追加は、1 節社会福祉費国庫負担金、説明欄 1 地域生活支援事業費等補助金587万3,000円、及び 2 節児童福祉費国庫補助金、説明欄 1 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金250万円の増によるものです。

14款 2 項 1 目民生費県補助金293万6,000円の追加は、説明欄 1 地域生活支援事業費等補助金の増によるものです。

16款 1 項 3 目農林水産業費寄附金250万円の追加は、畜産振興のために篤志寄附を計上するものであります。

10ページをお願いいたします。

17款 2 項 2 目災害復興基金繰入金80万円の追加は、企画事務費に充当を予定するものです。

18款 1 項 1 目繰越金97万円の追加は、留保していた繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものです。

19款 5 項 4 目雑入124万円の追加は、説明欄 1 緑の募金東日本大震災復興事業交付金を新規計上するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして歳出です。

11ページ、お願いいたします。

1 款 1 項 1 目議会費285万円6,000円の追加は、説明欄 1 議員報酬130万5,000円及び説明欄 2 議会関係職員給与費155万1,000円の増で、ともに人事院及び千葉県人事委員会勧告に基づき、議員の期末手当の支給率が引き上げられることによる影響額の増と一般職の職員の給与、勤勉手当等の引き上げ改定及び人事異動等による増であります。

なお、以下の各款に計上されています人件費の補正につきましては、各款ごとの人件費の

組み替えを行ったものでありまして、説明は省略させていただきます。28ページ以降の給与費明細書の中で、その概要を説明させていただきます。

12ページ、お願いいたします。

2款1項7目企画費195万8,000円の追加は、説明欄1 企画事務費の増であり、海岸減災林整備に係る記念植樹式及び新たに設置する東京オリンピック事前キャンプ地誘致推進本部会議に係る経費と、旭中央病院地方独立行政法人化に係るコンサルティング業務に係る委託料であります。

8目電子計算費98万円1,000円の追加は、説明欄1 電算システム運用事業の増で、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に関する電算システムの間接サーバーを管理する地方公共団体情報システム機構への負担金を計上するものであります。

15ページ、お願いいたします。下から2段目です。

3款1項2目障害者福祉費1,179万9,000円の追加は、説明欄1 地域生活支援事業の増で、利用者数の増加に伴い事業費を増額するものです。

17ページをお願いいたします。一番下です。

3款3項1目児童福祉総務費のうち、説明欄2 子育て世帯臨時特例給付金給付事業250万円の追加は、支給対象児童数の増に伴い給付額を増額するものです。

20ページをお願いいたします。中ほどです。

6款1項3目農業振興費337万2,000円の追加は、説明欄1 水田農業構造改革推進事業の増で、主に補助対象作物である飼料用米の作付面積の増加に伴い補助金を増額するものです。

4目畜産振興費250万円の追加は、説明欄1 家畜防疫対策事業の増であり、畜産振興のための篤志寄附金250万円を、豚流行性下痢の感染防止対策に係る補助金として交付するものです。

28ページ、お願いいたします。

特別職の給与費明細書です。

下段の比較欄をご覧ください。

長等、これは市長、副市長です。の期末手当24万4,000円、共済費欄4万1,000円、及び議員の期末手当130万5,000円の増は、歳出で申し上げましたが、人事院勧告等に基づき、期末手当の年間支給率を0.15月引き上げたことによる影響額です。

29ページをお願いいたします。

一般職、(1)総括の表になります。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく給料及び職員手当等の引き上げ改定と人事異動等による増減額を計上した結果、比較欄の合計のとおり、人件費総額での補正額はなしとして、各款での予算組み替えのみといたしました。

比較欄で申し上げますと、給料が2,051万7,000円の減、職員手当等が2,973万4,000円の増、共済費が921万7,000円の減額となります。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

次に、議案第7号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

議案第7号をお願いいたします。

本議案は、神西住宅及び双葉団地の一部を用途廃止するため、条例別表に規定されている住宅の戸数を、神西住宅は15戸から14戸へ、双葉団地は51戸から47戸へ改めるものです。

神西住宅は昭和40年度から42年度、双葉団地は昭和36年度から44年度の建築であり、両住宅とも耐用年数の30年を大幅に過ぎていることから、住宅の老朽化が著しく、防犯・防災などの管理上の面でも支障を来している状況です。

このような状況から、当該市営住宅については新規募集を停止し、空き家になった住宅から用途廃止を行っており、今回、5戸の用途廃止を行うものです。用途廃止後につきましては、順次解体撤去を行ってまいります。

議案第7号の補足説明は以上です。

続きまして、議案第12号、専決処分の承認について申し上げます。

議案第12号をお願いいたします。

平成26年度旭市一般会計補正予算（第3号）であります。

この補正予算は、去る11月21日に衆議院が解散され、総選挙が実施されることとなったため、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について、11月21日に補正予算を専決処分し、本議会において承認を求めるものであります。

なお、本経費の財源、歳入につきましては、全額、県支出金を予定するものです。

補正予算書の1ページ、お開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ3,400万円を追加し、予算の総額を301億3,340万円とするものです。

5ページをお願いいたします。

歳入です。

14款3項1目総務費委託金として3,400万円を計上するものです。

6ページ、お願いいたします。

歳出です。

2款4項6目衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査費は、目を新規に設定し、3,400万円を計上するものです。

主な内容は、投票管理者等への報酬、投・開票事務従事者等への職員手当、入場券等の通信運搬費、ポスター掲示場設置撤去委託料であります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、第3号、第4号、第5号、第9号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 堀江通洋 登壇）

○総務課長（堀江通洋） 議案第2号から補足説明をいたします。

まず、議案第2号、旭市議会の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき改正する一般職の職員の給与改定に合わせて改正するものであります。

第1条につきましては、平成26年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の205から100分の220に改め、100分の15引き上げ、年間支給率を100分の395から100分の410にするものであります。

第2条では、平成27年度以降の期末手当の支給率を6月期においては100分の190から100分の197.5に改め、12月期においては100分の220から100分の212.5に改め、期末手当の年間支給率を100分の410とするものです。

附則の第1項は施行期日を定めるものです。第2項は、第1項で定める施行期日が12月期の期末手当の基準日である12月1日を過ぎてしまうため、本年12月期の期末手当の適用日を平成26年12月1日とするものです。第3項は、本年12月期の期末手当について、12月10日の支給日に改定前の率で支給したものを内払いとみなし、改正後の率との差額を後日支給するものです。

議案第3号について補足説明いたします。

議案第3号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また、議案第4号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制

定についての以上2議案につきましては、議案第2号と同様に改正をするものであります。

続きまして、議案第5号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、職員の給与を改正するものでありまして、第1条で平成26年度の改正を、第2条で平成27年度の改正をしております。また、第3条、第4条は一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正で、人事院勧告に伴う、これも所要の改正を行うものです。

それでは、第1条でございますが、第27条第2項の改正は平成26年12月期の勤勉手当の支給率を、1号では一般職の職員を100分の67.5から100分の82.5とし、100分の15引き上げ、2号で再任用職員にあっては100分の32.5から100分の37.5とし、100分の5引き上げるものであります。

附則第13項は、勤勉手当支給率の変更により55歳以上で7級職員の1.5%の給与削減に対応する勤勉手当支給枠の算出率の変更をするものです。

別表1の給料表につきましては、国と同様に給料表を改正するもので、若年層に重点を置いて引き上げ、給料表全体の平均改定率は0.3%となります。

また、別表2の改正は通勤手当でありまして、区分に応じて70円から3,060円までの幅で引き上げを行うものです。

第2条でございますが、第27条第2項の改正は、平成27年度以降の勤勉手当について改めるもので、6月期、12月期とも100分の75に改め、再任用職員にあっては100分の35に改めるものであります。これにより、期末手当と勤勉手当の合計は、年間で、一般職にあっては100分の395から100分の410となり、再任用職員にあっては100分の210から100分の215となります。

第3条については、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でありまして、特定任期付職員の給与の特例に関する第7条第1項の給料表の改正と、平成26年12月期の期末手当の支給率を100分の15引き上げ、年間支給率を100分の295から100分の310とするものでございます。

第4条については、平成27年度以降の任期付職員の期末手当について改めるもので、6月期、12月期においてそれぞれ100分の155とし、年間の支給率を100分の310とするものです。

附則の第1項は施行期日を定めるもので、第2項は、第1項で定める施行期日が12月期の期末手当の基準日である12月1日を過ぎてしまうため、本年12月期の勤勉手当に係る部分について適用日を平成26年12月1日とするものです。第3項は、本年12月期の期末勤勉手当に

について、12月10日の支給日に改定前の率で支給したものを内払いとみなし、改正後の率との差額を後日支給しようとするものでございます。

次に、議案第9号、旭市教育委員会委員の任命について同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

現在、欠員となっております教育委員1名を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

今回任命したい方は、旭市口の660番地1にお住まいの加藤尚美氏、昭和48年8月5日生まれの方です。

同法に規定する保護者からの任命となります。

なお、加藤氏は同法に規定する欠格事項、及び兼職の禁止、並びに地方自治法に規定する兼業の禁止のいずれにも該当しないことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 渡邊 満 登壇）

○保険年金課長（渡邊 満） 議案第6号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、健康保険法施行令の一部改正に伴う出産育児一時金に係る所要の改正を行うものであります。

新旧対照表の24ページをご覧ください。

出産育児一時金の支給額は現在39万円となっておりますが、これを40万4,000円に改めるものであります。

なお、施行は平成27年1月1日からとなります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 土師 学 登壇）

○病院経理課長（土師 学） 議案第8号、病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

今回の改正は、現在、分娩料に含まれている産科医療補償制度の保険料の改定に伴う分娩

料の改正であります。

具体的には、平成21年1月に産科医療補償制度が導入され、掛金3万円が分娩料に加算されておりましたが、保険料の見直しにより、掛金が1万6,000円に減額されるものです。

今回の改正といたしましては、分娩料と掛金を分離し、時間内を12万円、時間外14万5,000円、休日・深夜17万円、帝王切開時9万5,000円とし、別途掛金を加算すると改正するものです。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第10号、第11号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 伊藤正男 登壇）

○市民生活課長（伊藤正男） 議案第10号及び議案第11号について、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち2名が平成27年3月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

議案第10号で推薦したい方は、旭市足川1765番地2にお住まいの吉野直子氏、昭和20年1月6日生まれの方であります。

吉野直子氏は、平成15年から人権擁護委員として積極的に活動されており、長年にわたり、小学校の教員として子どもたちの教育に当たられてきました。また、いじめ問題など、人権問題について豊富な知識と経験をお持ちで、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものであります。

次に、議案第11号に推薦したい方は、旭市琴田3188番地にお住まいの宮野作一氏、昭和24年9月4日生まれの方であります。

宮野氏は、平成18年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚誠実な人柄で、地域における信望も大変厚く、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものであります。

なお、お二人とも、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては該当する事項はありません。

また、委員の任期は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間であります。

以上で、議案第10号及び議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（高橋利彦） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は12月4日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時 1分